

徳島県告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 道路の種類

県道

二 路線名

阿南勝浦

三 指定する道路の部分

区 間	幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
阿南市下大野町渡り上り八番四三地 先から 同 五反畑一三番一地先 まで	五・五〃五九・六	四九三・八

四 指定する期日

令和八年三月六日